

秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する第4期基本計画

～暴力を許さない社会の形成に向けて～



秋田県マスコット
スギッチ

平成27年3月

秋 田 県

はじめに

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。)は犯罪であり、重大な人権侵害です。直接暴力を受けた本人だけでなく、その家庭の子ども等も被害者となり、大きな影響を受けることとなります。個人の尊厳を傷つける暴力は決して許されるものではありません。

国では人権の擁護と男女平等の実現を図るため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。)」を制定し、その後、数回の法改正を行い、都道府県や市町村におけるDVの防止や被害者の保護・自立支援の責務の明確化、保護命令制度の拡充、法律の適用者の拡大等配偶者からの暴力の防止と被害者等の保護に向けた環境は整備されてきています。

本県では、平成18年3月に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定して以降、2度の改定を行いながら関係機関との連携によるDV防止の啓発、被害者の相談・保護及び自立支援等施策の推進に取り組んでまいりました。

このたび、「第3期基本計画」が本年度で終了することから、平成27年度から5年間を計画期間とする「第4期基本計画」を策定いたしました。この計画においては、地域においてより一層きめ細かにDVの防止や被害者の発見・保護体制の充実、自立支援を行うため、市町村や関係機関等の連携・協力により全県一体となって推進していくこととしています。

この計画を推進することにより、DVを許さない社会の形成に努め、県民一人ひとりが力を発揮し活力ある「ふるさと秋田」の実現を目指してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました検討委員の皆様をはじめ、御意見を寄せていただきました県民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成27年3月

秋田県知事 佐竹敬久

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

1	趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	1
4	計画推進にあたっての基本姿勢	1
5	計画の特色	2
6	計画推進にあたっての役割分担	2
7	計画の進行管理	2

第 2 章 DV に関する取組状況と課題

1	DV に関する県の取組	3
2	DV 相談等の状況	5
3	成果と課題	9

第 3 章 基本目標別施策

1	基本理念	12
2	基本目標と重点施策	12
基本目標Ⅰ 暴力の防止及び抑止に向けた取組の促進		
	重点施策 1 多様な啓発と人権教育の強化	13
	重点施策 2 加害者対策の推進	16
基本目標Ⅱ 被害者の相談・保護体制の充実		
	重点施策 3 発見・情報提供・通報に関する取組の促進	18
	重点施策 4 相談・支援の推進	21
	重点施策 5 市町村（地域）における取組の強化	26
	重点施策 6 迅速で安全な保護体制の推進	28
	重点施策 7 同伴児童への支援の充実	31
基本目標Ⅲ 被害者の自立支援		
	重点施策 8 生活基盤を整えるための支援の促進	33
	重点施策 9 心の回復支援の促進	36
基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と研修等による資質向上		
	重点施策 10 関係機関の連携強化による取組の推進	38
	重点施策 11 研修等による資質向上と安全確保	40

第1章 計画策定の趣旨

1 趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」という。）を防止し被害者を保護するため、平成13年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）」が制定されました。

具体的取組を進めていくため、県では、平成17年度に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を、平成20年度に「第2期基本計画」を、平成23年度に「第3期基本計画」を策定し、DVを許さない社会の形成に向け関係機関との連携を図りながら施策を推進してきました。この計画が平成26年度で終了することから、その成果と課題を検証するとともに、平成25年7月の配偶者暴力防止法の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、計画の改定を行うこととしました。

2 計画の性格

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3の規定に基づくとともに、国の示す「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に即した、県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画として策定するものです。

また、秋田県男女共同参画推進計画との整合性を図りながら、DVを許さない社会の形成を目指します。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、計画の期間内においても、配偶者暴力防止法や国の基本方針の見直し等により、新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。

4 計画推進にあたっての基本姿勢

DV防止に関する取組みの裾野を広げ、効果的に進めていくため、これまで以上に地域における支援の充実と民間支援団体等との連携に力を入れていきます。

また、限られた財政状況の中での施策の推進となることから、制度の弾力的な運用や創意工夫に最大限取り組んでいきます。

5 計画の特色

計画では、第3期基本計画（平成24年度～26年度）の基本目標と重点施策を軸に構成し、施策の内容に関する理解が得られやすいよう、取り組むべき事業の内容と主担当を明らかにしています。

6 計画推進にあたっての役割分担

県は、この計画に沿って施策を実施しますが、市町村にあっては、住民に最も身近な自治体として、県との連携による主体的な取組を求めるものです。

県民、職務関係者及び民間支援団体には、計画の趣旨を踏まえ、DVに関する関心と理解を深めながら、行政との連携による取組を期待します。

7 計画の進行管理

県は、この計画の進捗状況や取組状況について、秋田県DV防止対策連絡協議会（以下「DV対策会議」という。）において検討し、計画の進行管理に努めます。

【用語解説】

●DV (Domestic Violence) : ドメスティック・バイオレンス

一般的には、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、経済的、性的暴力なども含まれる。

（配偶者暴力防止法では、配偶者には事実婚、元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手及び元交際相手を含む。）

●秋田県DV防止対策連絡協議会

構成機関：秋田地方法務局人権擁護課、秋田地方検察庁、秋田地方裁判所、秋田市、県弁護士会、県医師会、県母子福祉協議会、学識経験者（秋田大学）、県関係各課、県警察本部、県教育庁

第2章 DVに関する取組状況と課題

1 DVに関する県の取組

- 国においては、平成13年4月に配偶者暴力防止法を制定し、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備するとともに、国及び地方公共団体は、DVを防止し、被害者を保護する責務を有することが明記されました。

【配偶者暴力相談支援センターの設置】

- 本県においては、平成14年4月に女性相談所及び各地域振興局（8か所）、中央男女共同参画センターの計10か所を配偶者暴力相談支援センター（以下「DV相談支援センター」という。）として指定し、DV被害者の発見、相談、保護、自立支援等を行ってきました。
（なお、県福祉事務所の再編に伴い、DV相談支援センターは現在、女性相談所、県福祉事務所4か所、中央男女共同参画センターの計6か所となっています。）

【発見・相談・保護・自立支援に向けた取組】

- 女性相談所に、心理担当職員や電話相談員、専任保育士等を配置し、支援体制の充実を図るとともに、各DV相談支援センターにも逐次、女性相談員を配置するなど、県におけるDV相談支援センターの機能強化に努めてきました。

平成14年度	・心理担当職員の配置 ・夜間・休日の電話相談員の配置
平成15年度	・一時保護所専任保育士の配置
平成16年度	・大館、由利、仙北各福祉環境部に女性相談員を配置
平成17年度	・心理担当職員の増員
平成18年度	・山本福祉環境部に女性相談員を配置
平成22年度	・一時保護所専任看護師の配置

【「秋田県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の策定】

- 本県においては、平成13年4月に策定した「秋田県男女共同参画推進計画」に基づき、平成14年4月に「秋田県男女共同参画推進条例（あきたハーモニー条例）」を制定し、男女間の暴力の防止に関する取組に努めることを明記しました。

- 平成16年12月に配偶者暴力防止法が改正され、都道府県基本計画の策定が義務づけられたことから、本県では、DV被害者（以下「被害者」という。）の保護と自立支援等に関する施策を総合的に推進し、被害者が自立して安定した生活ができるよう支援するとともに、人権の擁護に関する意識を社会に浸透させ、DVを許さない社会を築くことを目的として、平成18年3月に「秋田県配偶者からの暴力の防止及び配偶者の保護に関する基本計画」を策定し、計画終了となる平成21年3月に「第2期基本計画」を、平成24年3月に「第3期基本計画」を策定しました。
- これらの計画に基づき、様々な啓発活動を展開するとともに、DV相談支援センターにおける相談活動の充実及び関係機関との連携強化など、暴力の防止から相談・保護、自立に向けた多様な取組を行っています。

<第3期基本計画における主な取組例>

「許さない。DV」キャンペーン	DV防止啓発リーフレット等の作成及び街頭キャンペーン、出前講座等を実施
出張心理相談事業	心理担当職員による相談を実施
女性ダイヤル相談	フリーダイヤルによる電話相談を実施(0120-783-251)
電話相談員の配置	休日及び平日夜間の電話相談を実施 平日夜間(17:00~21:00) 土・日・祝日(9:00~18:00) ※12/29~1/3を除く
配偶者暴力相談支援ネットワーク事業	各地域において関係機関との連携強化のため、学習会、事例検討、情報交換等を実施
DV対策会議	配偶者暴力防止法や基本計画に基づくDVの防止、被害者の保護、自立支援等に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、全県レベルの会議を開催
DV被害者一時保護委託事業	県内にある社会福祉施設等（※9か所）と委託契約し、被害者を緊急かつ安全に保護 ※平成26年4月から8か所
相談担当者専門研修	医療機関、地域包括支援センター、保育所・幼稚園、民生・児童委員、民間相談機関、行政機関等の相談担当職員の資質向上を図るため研修会を実施
市町村担当者研修	市町村の相談担当者がDVの特性等に関する理解を深め、被害者に対する適切な情報提供や支援ができるよう研修会を実施
医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル	医療機関における被害者の発見と適切な情報提供、DV相談支援センター等への通報を容易にするための対応マニュアルを作成
ピアカウンセリング等の機会の確保	相談担当者の精神的負担の軽減を図るため、関係機関の研修を活用し、ピアカウンセリングやスーパーバイズを受ける場を設定

【用語解説】

●ピアカウンセリング

何らかの共通点(同じような環境や悩み)を持つ(又は経験した)者が、対等な立場で同じ仲間として行うカウンセリングのこと。

●スーパーバイズ

高度な知識や経験に基づき、より専門的で適切な指導、支援を行うこと。

2 DV相談等の状況

【相談件数の推移】

- DVに関する相談は、県内6か所のDV相談支援センターを中心に実施しています。相談件数は平成24年度1,018件、平成25年度1,022件で推移し、平成18年度以降、毎年1千件を超える相談が寄せられています。相談者の9割以上が女性ですが、男性からの相談も寄せられています。

＜DV相談支援センターの相談件数の推移＞ (単位:件)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
相談件数	1,059	1,247	1,323	1,324	1,123	1,239	1,018	1,022	
種類別	来所	230	350	368	302	289	311	330	401
	電話	750	767	824	905	732	823	570	494
	その他	79	130	131	117	102	105	118	127
性別	女性	1,059	1,246	1,321	1,324	1,113	1,233	1,017	1,020
	男性	0	1	2	0	10	6	1	2

(出典:「女性相談の概要」)

＜各DV相談支援センター別相談件数(平成25年度)＞ (単位:件)

	女性 相談所	北福祉 事務所	山本福祉 事務所	中央福祉 事務所	南福祉 事務所	中央男女 共同参画 センター	計
来所	164	21	18	69	80	49	401
電話	98	24	6	170	121	75	494
その他(訪問等)	3	65	16	20	23	0	127
計	265	110	40	259	224	124	1,022

(出典:「女性相談の概要」)

- 平成25年度におけるDVを受けている者を発見した者からの通報は59件、保護命令申立に伴い裁判所から書面の提出を求められ提出した件数は32件で、書面の提出については前年度に比べて増加しました。

<配偶者暴力防止法に基づく対応>

(単位：件)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
①発見者からの通報	107	58	47	83	70	53	62	59
②裁判所への書面提出	17	34	39	23	25	24	22	32
③更なる裁判所への説明	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)①第6条 ②第14条第2項 ③第14条第3項

(出典：「女性相談の概要」)

- 保護命令の発令件数は、平成24年が27件、平成25年は21件で、前年より6件減少しています。

<保護命令発令件数の推移>

(単位：件)

集計年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
件数	18	21	37	26	24	22	27	21

(出典：「最高裁判所提供資料」)

- 配偶者暴力事案について秋田県警察本部が取り扱った件数は、平成24年は294件、平成25年は409件となっており、これまでで最も多くなっています。

<秋田県警察本部における配偶者暴力事案取扱い件数>

(単位：件)

集計年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
件数	76	99	132	147	184	227	294	409

(出典：「警察本部調査」)

- 日本語が十分話せない被害者からの相談は平成25年度は30件で、統計が開始された平成17年度以降で最も多くなっています。

<日本語が十分話せない被害者からの相談件数>

(単位：件)

年度	区分	合計	性別		内訳				
			女性	男性	英語	タガログ語	韓国語	中国語	ロシア語
平成23年度		10	10	0	0	2	8	0	0
平成24年度		4	4	0	0	3	4	1	0
平成25年度		30	30	0	9	1	2	3	15
内訳	来所	14	14	0	9	0	2	2	1
	電話	2	2	0	0	0	0	1	1
	その他	14	14	0	0	1	0	0	13

(出典：「女性相談の概要」)

- 障害のある被害者からの相談は、平成25年度は前年度の約1.8倍となっています。

<障害のある被害者からの相談件数>

(単位:件)

区分 年度	合計	性別		内 訳					
		女性	男性	知的・ 精神障害	視覚障害	聴覚・平衡機 能の障害	音声・言語・そし ゃく機能の障害	肢体不自由	その他の身体 障害
平成23年度	60	60	0	53	0	0	0	3	4
平成24年度	32	32	0	18	0	0	0	0	14
平成25年度	59	59	0	57	1	0	0	1	0
内 来 所 電 話 訳 その他	6	6	0	5	1	0	0	0	0
	10	10	0	9	0	0	0	1	0
	43	43	0	43	0	0	0	0	0

(出典:「女性相談の概要」)

- 交際相手からの暴力に関する通報件数は年々増加しています。

<交際相手からの暴力に関する相談・通報件数> (単位:件)

区分 年度	合計	性別		通 報
		女性	男性	
平成23年度	21	21	0	4
平成24年度	39	38	1	5
平成25年度	27	27	0	14

(出典:「女性相談の概要」)

- 女性相談所や一時保護委託施設にDVを理由として一時保護された者は、平成24年度は28名、平成25年度は42名となっており、一時保護者に対する割合は、ここ数年約6～7割を占めています。

<一時保護人員の推移>

(単位:件)

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保護女性	74	68	89	55	40	28	40	62
同伴児童	54	42	72	51	32	26	31	53
合計	128	110	161	106	72	54	71	115
うちDVを理由とする者	48	49	48	32	31	18	28	42
被害者の割合	64.9%	72.1%	53.9%	58.2%	77.5%	64.3%	70.0%	67.7%

(注) 同伴児童には同伴者を含む

(出典:「女性相談の概要」)

- 被害者の一時保護への経路は、警察、福祉事務所、本人自身の順となっています。

<経路別状況(平成25年度)>

(単位:件)

		本人	警察	法務	他相談員	福祉事務所	医療機関	他相談機関	合計
保護女性	人数	8	34	5	1	12	1	1	62
	比率	12.9%	54.8%	8.1%	1.6%	19.4%	1.6%	1.6%	100.0%
(うち被害者)	人数	6	23	0	1	10	1	1	42
	比率	14.3%	54.8%	0.0%	2.4%	23.8%	2.4%	2.4%	100.0%

(女性相談所実績まとめによる)

- 年齢別では、30代が最も多く約4割を占め、次いで20代、60代となっています。

＜一時保護の年齢別状況（平成25年度）＞ (単位:件)

年代別	20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
保護女性	3	14	21	9	5	10	62
(うち被害者)	2	10	17	4	4	5	42

(女性相談所実績まとめによる)

- 被害者の一時保護所からの退所先は、帰郷が多く、次いで帰宅、社会福祉施設等への入所、自立の順となっています。

＜一時保護後の状況（平成25年度）＞ (単位:件)

		帰宅	帰郷	友人・知人宅	帰国	社会福祉施設等	入院	自立	合計
保護女性	人数	16	20	1	5	9	1	8	60
	比率	25.8%	32.3%	1.6%	8.1%	14.5%	1.6%	12.9%	96.8%
(うち被害者)	人数	11	15	1	0	7	1	6	41
	比率	26.2%	35.7%	2.4%	0.0%	16.7%	2.4%	14.3%	97.6%

(注) 保護女性:年度末現在継続中 2件(3.2%) (女性相談所実績まとめによる)

被害者:年度末現在継続中 1件(2.4%)

- 被害者の一時保護所平均入所期間は12.3日で一時保護全体よりも短くなっています。

＜入所期間別人員の状況（平成25年度）＞ (単位:件)

	1～5日	6～10日	11～15日	16～20日	21～31日	32日以上	合計	平均
保護女性	24	13	6	3	11	5	62	12.5日
(うち被害者)	14	11	6	2	5	4	42	12.3日

(出典:「女性相談の概要」)

【用語解説】

●保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたDV被害者が、配偶者からの暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立により配偶者に対して発する命令。

(被害者への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令)

保護命令に違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる。

3 成果と課題

【これまでの主な成果】

- 県民の理解と関心を高めるため、県では毎年11月をDV防止推進月間とし、市町村や民間支援団体等の協力を得て全県的に街頭キャンペーンを展開するとともに、関係機関で実施する事業を活用しながらDV防止の啓発と相談窓口の周知に努めてきました。
- 教育現場では子どもの頃からの人権教育として、子ども達への教育活動とともに、教職員等指導者側の研修の拡充が図られてきています。
また、若者に対しては、デートDV予防用リーフレットを作成し、県内の各高校や大学等に配布し、デートDVへの理解を促すことに努めています。
特に高校生には「デートDV予防ハイスクール・セミナー」を実施しており、事業開始時の平成16年度の3校から、平成24年度27校、平成25年度32校と年々実施校が増え、対象の学年も拡大してきています。
- 相談・通報のあった被害者への対応については、女性相談所を中心にDV相談支援センターの機能強化を図りながら、相談・保護を行っています。
被害者の自立に向けては、関係機関と連携を図り、住宅の確保や就業、各種援護・支援制度の利用等、社会資源を活用し取り組んできました。
- 被害者等の発見・情報提供・通報及び二次被害の防止のため、研修会を開催し、相談担当者、市町村、医療機関、地域包括支援センター、教育機関職員等の参加を促し、DV防止への理解を深めてもらうよう努めてきました。
また、平成25年度には、医療関係者のためのDV被害者対応マニュアルを作成・配付し、医療現場でのDV防止についての正しい認識と対応により積極的な支援につながるよう努めました。
- DVに関する各地域の取組にあたっては、関係機関と緊密に連携を図ることが重要であることから、各地域において配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を開催しています。平成25年度からは開催地区を見直し、これまでの5地区から7地区に拡大して、地域の関係者が共通認識のもとで、迅速かつきめ細かに適切な被害者支援が提供できる体制を整備しています。

【今後の課題】

- 県民の理解の促進
DVに関する理解を深めていくためには、できる限り多くの県民に関心を持ってもらうことが不可欠であり、民間支援団体との連携協力のもと、様々な媒体や手法を工夫しながら、よりきめ細かに幅広く周知を図っていく必要があります。
また、DV防止についての予防的観点から、学校・家庭・地域において、人権教育や若年者への教育啓発を継続的に行っていくことが必要です。

○ 多様な相談への対応

男性が被害者にも加害者にもならないために、男性も相談しやすい環境を整備する必要があります。また、様々な配慮を必要とする相談に対応できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

また、男性や様々な配慮を必要とする場合の一時保護については、引き続き関係機関と情報交換しながら対応を検討していく必要があります。

さらに、被害者の回復には自助グループに参加することが有効とされているものの、県内ではDV被害者の組織化はされていないことから、活動歴のある民間支援団体の活動支援を含め、引き続き関係機関と情報交換をしながら検討していく必要があります。

○ 職務関係者に対する研修及び啓発

相談対応にあたっては、被害者が安心してニーズにあった支援を受けることができるよう、DVについての理解と支援施策や対応等についての理解を深め、被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うことが求められています。そのためには、各機関の窓口や相談担当等の職務関係者のスキルアップが重要であることから、継続的に研修を実施するとともに幅広い機関が参加できるよう研修の充実を図り、各機関へ働きかけを行っていく必要があります。

○ 医療関係者のためのDV被害者対応マニュアルの活用

医療機関において、被害者の発見・情報提供・通報等が円滑にできるよう、医療関係者のためのDV被害者対応マニュアルの浸透と活用を図っていく必要があります。

○ 被害者等の保護及び安全確保

緊急時の保護や移送等、関係機関と連携を要する場合の情報共有や連絡体制について、引き続き共通認識のもとで対応する必要があります。

また、被害者の相談に関する情報が加害者に漏れた場合、加害者から追及の危険にさらされたり、また、DVそのものが個人のプライバシーに関するものであり、被害者が安心して相談できない場合もあることから、その支援にあたっては守秘義務を徹底し、厳正な情報管理を行う必要があります。

被害者等の保護に当たっては、被害者等の安全確保とともに、職務関係者等の安全確保も重要であり、加害者への対応について関係者が理解し、全県統一した対応を行うことが必要です。

○ 被害者支援に関わる各関係機関と民間支援団体との連携推進

DVに関する取組の裾野を広げ、より充実したものとしていくためには、専門や実務における実践的で有効な支援が必要であり、今後は、さらに地域で被害者支援活動を行っている民間支援団体と連携しながら取り組んでいく必要があります。

○ 市町村における取組の推進

住民に最も身近な自治体である市町村については、配偶者暴力防止法により基本計画の策定とDV相談支援センターの設置が努力義務とされていますが、単独で基本計画を策定した市町村は1市のみで、男女共同参画基本計画等の他の計画にDV対策や被害者支援の施策を盛り込んでいる市町村が8市町村にとどまっているため、さらに積極的な取組に向けて働きかける必要があります。

○ 新たな課題による施策への反映

被害者支援の現場では、施策としてまとめきれない様々な問題が発生しています。そのような事例についてはその場限りとすることなく、情報を集積及び分析し、共有化することにより、今後の施策に反映させる必要があります。



第3章 基本目標別施策

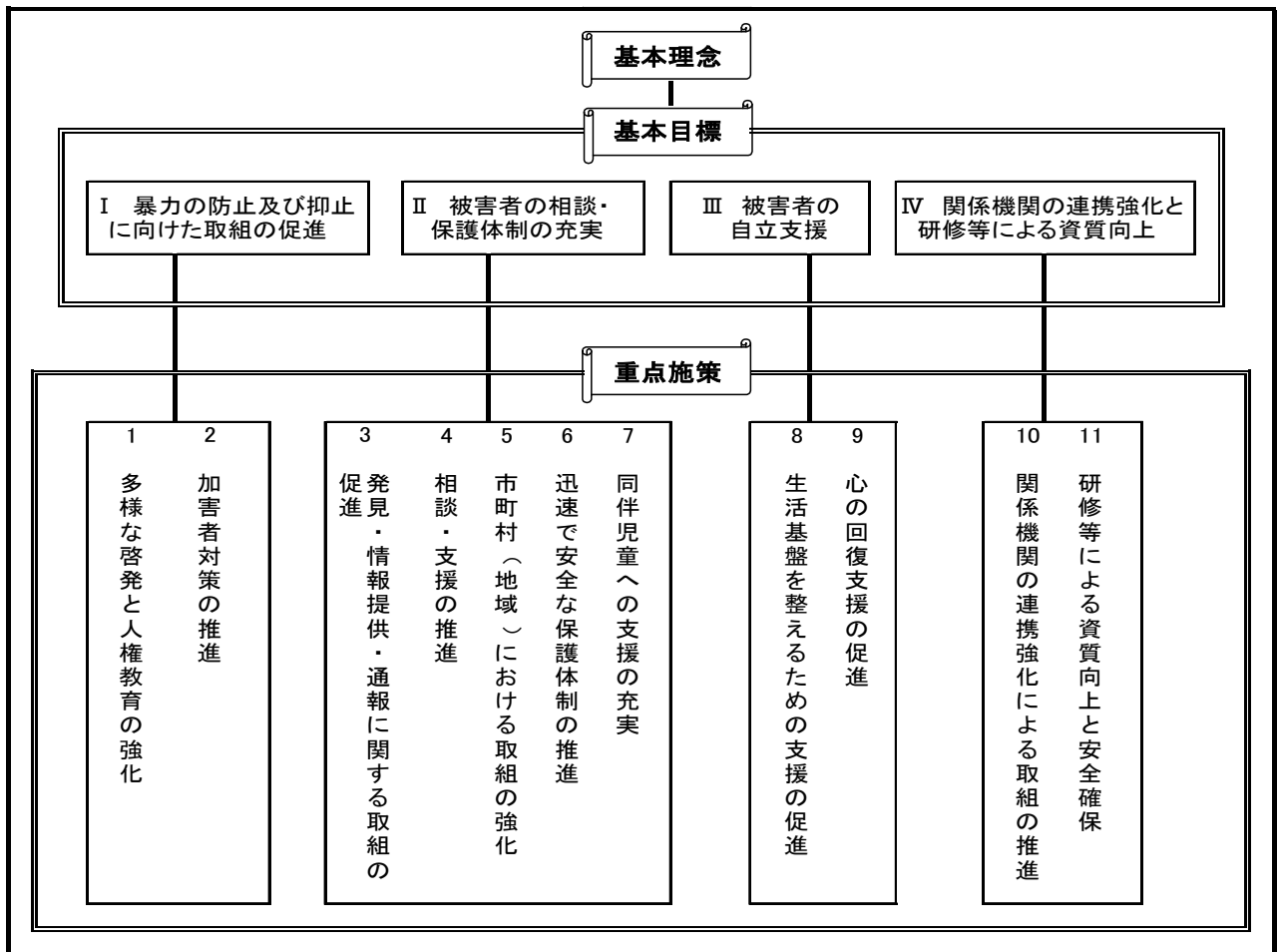
1 基本理念

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、直接暴力を受けた本人だけではなく、その家庭の子どもや親族等も被害者となります。

DVの防止と被害者の発見・相談・保護・自立支援に向け、県、市町村、関係機関、民間団体及び県民等が連携して取り組み、DVを許さない社会の形成を目指します。

2 基本目標と重点施策

基本理念の実現に向け、4つの基本目標に基づき11の重点施策を展開します。



基本目標Ⅰ 暴力の防止及び抑止に向けた取組の促進

重点施策 1 多様な啓発と人権教育の強化

◎ 現状と課題

●民間支援団体等との連携による啓発・広報の展開

DVを防止するためには、お互いの人権を尊重することやDVが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることをよく理解し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していく必要があります。

県では、11月をDV防止月間と定め「許さない。DV」キャンペーン等を実施していますが、引き続き周知していく必要があります。

県内の相談件数は毎年1千件を超え、相談内容も複雑多様化してきており、相談できずにひとりで悩みを抱え、重大な事態になってから相談につながる場合も少なくないことから、引き続き、市町村、民間支援団体等と連携し、県民に各種相談窓口について、きめ細かに周知していく必要があります。

●若年者に対する人権教育の強化

幼稚園・保育所・認定こども園等では、各種研修会や訪問時に情報提供や助言を行うことにより、園内研修のテーマに取り上げる等、問題意識の共有が図られてきていますが、さらに浸透するよう継続して取り組む必要があります。

また、年々深刻化する児童虐待やいじめ、若年層に拡がっているデートDVへの対応として、子どもや若い世代が「被害者にも加害者にもならない」ためにも、今後も性別に関わりなく、互いに認め合い、思いやりのある関係を築ける「秋田の子ども」の育成を図っていく必要があります。

若年層に対しては、高校でのセミナーに講師を派遣し、性別による人権侵害等の男女共同参画の推進を阻害する行為の予防などに向けた啓発を行っており、事後アンケートによると概ね理解が深まっていることから、引き続き実施していく必要があります。

教職員向けの研修講座等において、DVとデートDVを取り上げ、生徒がDVに陥る危険性について伝えています。

●被害者に対する理解の増進

県民の誰もが犯罪等の被害者になる可能性があり、被害者の多くは受け入れがたい痛みや苦しみを抱え続けていることから、被害者が様々な問題や負担を軽減し、平穏な生活を早期に回復できるよう、被害者の心情や支援の必要性を引き続き県民に理解してもらう必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 啓発・広報等の実施

- DVに関する県民の関心を高め、理解を深めるため、市町村や医療・司法などの専門機関はもとより、民間支援団体との連携を強化するとともに、多様な団体の参加によるDV防止キャンペーンを実施します。

また、啓発・広報活動にあたっては、相談機関に加え、スーパーマーケット等の民間企業等多くの協力を得て社会資源を活用しながら、様々な手法を工夫し幅広い周知を図っていきます。

(2) 人権教育の強化

- 幼稚園・保育所・認定こども園や学校などにおいて、子どもの発達段階や成長過程に応じ、男女共同参画に関する意識の高揚や、個人を尊重し合う心情の育成のため、人権教育を推進します。

学校においては、平成26年度に県教育委員会が作成した「学校教育の指針」に新設した人権教育の内容や人権教育の取組例を活用し、各学校における実践を推進します。

また、若年者向けのDV予防教育を通して、性別に関わりなく、互いに認め合い、思いやりのある関係を築くことを意識させるよう努めます。

- 家庭を取り巻く環境の変化にともない、家庭の教育力の低下やインターネット等のトラブル、子どもとのコミュニケーション不足等の現代的課題に対応するため、社会全体で家庭教育を支援するよう啓発を行います。
- 被害者の心情や支援の必要性について、県や国で定めた犯罪被害者に係る広報啓発活動期間等を通じて周知し、理解を深めます。

◎ 主な取組と内容

表中 ◆は現在実施中の事業・取組
◇は拡充・充実させる事業・取組
☆は新たに取り組む事業・取組

(1) 啓発・広報等の実施

主な取組	取組内容	主担当
◆「許さない。DV」キャンペーンの実施	11月をDV防止推進月間として、県及び市町村が主体となり、街頭キャンペーンや様々な媒体・手法を用いた啓発活動を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆出前講座の活用による啓発・広報	団体、グループなどの学習会等に出向き、出前講座を実施する。また、出前講座以外の関係団体からの講師依頼についても対応をする。	女性相談所
◇DV防止リーフレット等の作成・配布	一般向け・若者向けリーフレットや、被害者が身の安全を守るための留意事項やDV被害に関するチェックシートなどを掲載したパンフレット等を作成し、関係機関や民間企業等の協力により幅広く配布する。	子育て支援課
◆女性相談所のしおりの配布及びホームページの充実	女性相談所の業務や事業について理解と協力が得られるよう、女性相談所のしおり等に関連会議等で活用するほか、ホームページを充実させる。	女性相談所
◇基本計画(第4期)の周知	計画の趣旨や内容について、会議・研修会や子育て支援課ホームページ等を活用して周知に努める。	子育て支援課

(2) 人権教育の強化

主な取組	取組内容	主担当
◆男女共同参画に関する意識の醸成	男女共同参画副読本の活用や、高校生向けセミナーの実施のほか、男女共同参画センター等により情報及び研修機会の提供を行う。	男女共同参画課
◆乳幼児期からの人権教育の充実	保育者、友達、保護者等との触れ合いを深める直接的・具体的な体験活動を通し、乳幼児期にふさわしい道徳性・人権感覚の芽生えを培う教育・保育の充実を図る。	幼保推進課
◆人権教育の取組の充実	学校教育の指針(県教育委員会作成)に、人権教育の重点事項を掲載し、各学校における人権教育の取組の充実を図る。	義務教育課 特別支援教育課
◆犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	犯罪被害者等のおかれている状況及び犯罪被害者支援の必要性について、様々な機会を活用し県民の関心と理解を深める。	県民生活課
◆教職員に対する研修講座の実施(「DV、デートDVについて」)	総合教育センターの研修講座において、養護教諭5年経験者等を対象に、受講者に合わせた講話を実施する。	生涯学習課
◆教員研修の充実	教員の指導力の向上を図るため、総合教育センターにおける研修会・講座の実施、校内研修会や事例研究会、各地域ごとの講演会等を実施する。	高校教育課
◆教育相談活動の充実	教育相談部が生徒指導部や保健部と連携を深め、教員間の情報交換を進める。 特にいじめについては、平成26年度から全ての公立高校に設置された「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」との連携も密にしていく。	高校教育課
◆家庭教育支援の充実	家庭教育フォーラムなどの機会を通じて、家庭教育の様々な課題を共有し、男女が協力しながらすべての保護者が充実した家庭教育を行うことや、社会全体で支援していくことの重要性・必要性を啓発する。	生涯学習課
◆社会教育アドバイザーの設置	教育事務所、生涯学習センターに各1名の社会教育アドバイザーを配置する。	生涯学習課
◆県庁出前講座の実施(「家庭教育の充実」等)	保護者や教員等を対象に、家庭教育学級やPTA研修・就学時健診等を活用し、家庭教育に関することや子どもたちの健全なインターネット利用の問題をテーマにした講座を実施する。	生涯学習課 生涯学習センター
◆PTA活動における研修等	各PTA団体が家庭教育や人権教育をテーマとした研修を充実して行えるよう、出前講座の実施や講師紹介、情報提供等を行い活動を支援していく。	生涯学習課
◆DV予防ハイスクール・セミナー	デートDV等への理解と関心を深めるため、「被害者にも加害者にもならない」男女のあり方を学び、パートナーシップによる幸せについて考えるワークショップを各高校が自主的に実施する。	高校教育課

【用語解説】

●家庭教育

家庭において、父母やその他の保護者が子に対して行うもので、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和が取れた発達を図るもの。人間の一生において最初に行われる教育。

●社会教育

学校教育法に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーション活動を含む。)をいう。

重点施策2 加害者対策の推進

◎ 現状と課題

● 男性も相談しやすい環境の整備

男性が悩みを抱えていても、相談できる窓口が十分に整っている環境とは言えない状況にあります。中央男女共同参画センターが受けた相談のうち、男性からの相談は減少傾向にありますが、相談内容は夫婦関係や生き方、人間関係など幅広い内容となっていることから、DVの加害者にも被害者にもならないために、今後も福祉事務所、保健所、中央男女共同参画センター等の関係機関が連携し、男性も相談しやすい環境を整備するとともにその周知を図る必要があります。

● 加害者対策の推進

加害者がアルコール・薬物依存やうつ病等の精神疾患等の場合のほか、暴力を振るっているにもかかわらずDVの認識がないケースが見られますが、このような加害者への対応は不十分なままとなっており、具体的な対策を講ずる必要があります。

また、加害者の更生に向けた取組に関して、有効な対策を講じ得ていない状況にあるため、国や関係団体等の加害者更生プログラム等の取組について情報収集に努めながら、加害者からの相談体制のあり方を検討する必要があります。

さらに、加害者にも被害者にもならないためには、子どもの頃からの理解が必要であり、引き続き高校生等の若者を対象とした啓発に努めることが大切です。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 男性も相談しやすい環境の整備

- DVの加害者にも被害者にもならないために、男性についての相談窓口を広く周知し、併せて男性も相談しやすい環境の整備に努めます。

(2) 加害者対策の推進

- 被害者や職務担当者の安全確保のため、加害者への対応については、会議・研修等を通じ理解を得て全県統一した対応を行うとともに、加害者更生については、引き続き国や関係団体等の取組についての情報収集を行い、加害者対策について検討します。
- アルコールや薬物依存等の問題に関しては、専門機関において相談活動を行うとともに、研修会等を開催し、依存症等に関する正しい知識の普及に努めます。

◎ 主な取組と内容

(1) 男性も相談しやすい環境の整備

主な取組	取組内容	主担当
◇男性も相談しやすい環境の整備	DV相談支援センターにおいて、男女問わず相談に応じていることをウェブサイト上の表記を工夫するなどして県民に周知していく。 男性からの相談に対応する体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。	子育て支援課 男女共同参画課 県福祉事務所 保健所

(2) 加害者対策の推進

主な取組	取組内容	主担当
◇全県統一した加害者対応の実施	関係機関の研修会等を活用し、「加害者対応マニュアル」(内閣府男女共同参画局作成)等に準拠した研修を行い、対応の確認や関係部署との役割分担の明確化等により各関係機関が加害者に対して統一した対応を行うことができるようにする。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆加害者更生に関する情報収集	本県における加害者の背景と現状を把握するよう努め、併せて国や関係団体等の取組について情報収集に努める。	子育て支援課
◆うつ病対策	関係者を対象としたうつ病対策研修やうつ病に対する医療等の支援対策強化事業、アルコール・薬物依存症対応研修会を引き続き実施する。	健康推進課
◆アディクションへの相談支援	精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題に関連する相談に対応する。 また、精神保健福祉センターにおいては、アルコール・薬物関連問題に対する関心と理解を深めるための研修会、断酒会等自助グループへの技術的支援や情報交換等を行い嗜癖関連問題の解決に向けた支援を行う。	精神保健福祉センター 保健所 障害福祉課

【用語解説】

●アディクション

本人にとって不利益が生じているにもかかわらず、何らかの状態を繰り返し、やめたいと思ってもそこから抜けられなくなること。日本語では嗜癖と呼ばれることもあります。

代表的なものとして、アルコール、薬物、ニコチン、ギャンブル、ショッピングなどがあります。

基本目標Ⅱ 被害者の相談・保護体制の充実

重点施策3 発見・情報提供・通報に関する取組の促進

◎ 現状と課題

● 広報・啓発の実施

DV防止に向けた啓発活動の一環として、リーフレット等を作成・配布しているほか、研修会の開催や出前講座等を通じて、発見・情報提供・通報に関する周知を図っていますが、引き続き、民間企業等の協力を得ながら、パンフレット等の設置場所を確保するなど、きめ細かに幅広く周知を図っていく必要があります。

● 職務関係者等からの発見・情報提供・通報に向けた取組

DVは家庭内で行われることが多く、外部からの発見が困難となっている中で、身近な相談者である市町村職員、民生・児童委員、人権擁護委員、被害者を発見しやすい医療関係者や児童の様子から家庭の中で起きている暴力等を発見しやすい教育関係者等には、発見・情報提供・通報への役割が特に期待されています。

引き続きDVに関する研修会や各地域で開催する配偶者暴力相談支援ネットワーク会議への参加について働きかけを行い、関係者がDVの問題について共通認識を持ち、適切な対応ができるよう取組を強化していく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 啓発・広報等の実施 再掲

○ DVに関する県民の関心を高め、理解を深めるため、市町村や医療・司法などの専門機関はもとより、民間支援団体との連携を強化するとともに、多様な団体の参加によるDV防止キャンペーンを実施します。

また、啓発・広報活動にあたっては、相談機関に加え、スーパーマーケット等の民間企業等多くの協力を得て社会資源を活用しながら、様々な手法を工夫し幅広い周知を図っていきます。

(2) 市町村職員、民生・児童委員、人権擁護委員等からの発見・情報提供・通報

○ 市町村職員や民生・児童委員、人権擁護委員等幅広い職種に参加を呼びかけ、初期対応等についての基礎的な研修を実施します。

(3) 医療関係者からの発見・情報提供・通報

○ 医療関係者からの被害者の発見と関係機関への情報提供等を積極的に行うことができるように、DVに関する研修会等への参加と、平成25年度に県で作成した「医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル」の浸透と活用を働きかけます。

(4) 教育関係者からの発見・情報提供・通報

- 教育関係者が、児童の様子から家庭の中で起きている暴力等に気づき、関係機関への情報提供、相談などが容易にできるような環境を整備するとともに、DVに関する研修会等への参加を働きかけます。

(5) 警察における対応

- 通報における事案の緊急性、危険性等を判断しながら、一步踏み込んだ現場対応を念頭に取組を推進します。

◎ 主な取組と内容

(1) 広報・啓発等の実施

主な取組	取組内容	主担当
◆「許さない。DV」キャンペーンの実施(再掲)	11月をDV防止推進月間として、県及び市町村が主体となり、街頭キャンペーンや様々な媒体・手法を用いた啓発活動を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆出前講座の活用による啓発・広報(再掲)	団体、グループなどの学習会等に出向き、出前講座を実施する。また、出前講座以外の関係団体からの講師依頼についても対応をする。	女性相談所
◇DV防止リーフレット等の作成・配布(再掲)	一般向け・若者向けリーフレットや被害者が身の安全を守るための留意事項やDV被害に関するチェックシートなどを掲載したパンフレット等を作成し、関係機関や民間企業等の協力により幅広く配布する。	子育て支援課

(2) 市町村職員、民生・児童委員等からの発見・情報提供・通報

主な取組	取組内容	主担当
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◇DVに関する研修会等への参加の働きかけ	DVに関する理解を深め、被害者の早期発見、支援に結びつけるため、市町村職員、民生・児童委員、人権擁護委員やメンタルヘルスサポーター等に対し研修会等への参加を働きかける。	子育て支援課 女性相談所

(3) 医療関係者からの発見・情報提供・通報

主な取組	取組内容	主担当
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◇医療関係者のためのDV被害者対応マニュアル	医療関係者のためのDV被害者対応マニュアルの浸透と活用を働きかけるとともに、DV相談支援センターの周知を図る。	子育て支援課 女性相談所 医務薬事課
◇DVに関する研修会等への参加の働きかけ	DVに関する理解を深め、被害者の早期発見、支援に結びつけるため、医療関係者に対し研修会等への参加を働きかける。	子育て支援課 女性相談所

(4) 教育関係者からの発見・情報提供・通報

主な取組	取組内容	主担当
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◇DVに関する研修会等への参加の働きかけ	DVに関する理解を深め、被害者の早期発見、支援に結びつけるため、教育関係者に対し研修会等への参加を働きかける。	子育て支援課 女性相談所

主な取組	取組内容	主担当
◆児童虐待への対応	生徒指導担当指導主事を中心として、学校と連携しながら状況を把握するとともに、不登校調査(県教育委員会が年2回実施)により実態を把握する(不登校の背景に児童虐待の疑いがある児童生徒数を記載)。	義務教育課 各教育事務所・出張所 総合教育センター

(5) 警察における対応

主な取組	取組内容	主担当
◆通報を受けた場合の警察の対応	通報等によりDVが認められる時は、暴力の制止、被害者の保護その他DV被害の拡大を防止するため、必要な措置を講ずるとともに、被害者の意志を尊重しながら関係機関と連携して速やかに対応する。	警察本部 少年女性安全課

重点施策 4 相談・支援の推進

◎ 現状と課題

●DV相談支援センターにおける相談・支援の実施

女性相談所は、DV相談支援センターの中核として、被害者を緊急に保護する一時保護所を設置するとともに、心理担当職員によるカウンセリング等も行っています。また、夜間・休日の電話相談員を配置しているほか、フリーダイヤルでの相談やEメールでも相談に応じています。

DV相談支援センターは、引き続き専門機関として市町村に対し助言や情報提供を行うとともに、連携を強化し、被害者支援に努める必要があります。

最近では、DV相談支援センターに男性被害者からの相談も寄せられていることから、男性被害者も相談しやすい環境を整備するとともに、今後増加していくと考えられる多様な相談への対応を検討していく必要があります。

●外国人被害者への支援

財団法人秋田県国際交流協会内に設置されている秋田県外国人相談センター(以下「外国人相談センター」という。)に寄せられる相談は年々増加しており、外国人女性からの相談も今後増える可能性があることから、引き続き現在の相談体制を維持して充実させていく必要があります。

また、言語や生活習慣、考え方の違いによるトラブルも発生しやすくなることから、外国人相談センターと連携を密にして取り組んでいます。さらに外国人被害者が相談や支援を受けやすい環境の整備と、裁判などの際の専門用語に対応できる通訳者の確保が課題となっています。

●高齢者への支援

高齢者総合相談・生活支援センターは、高齢者に係る相談について気軽に相談できる機関として広く利用されており、高齢者の権利擁護に関する相談活動について継続して取り組んでいく必要があります。

●障害者への支援

障害者に関しては、地域自立支援協議会等を活用した相談体制の構築に努めるとともに、地域に配置されている身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の充実を図るなど、障害者が相談しやすい環境づくりに引き続き努める必要があります。

また、障害者虐待防止の観点から、市町村障害者虐待防止センターや県障害者権利擁護センターが、障害者虐待の防止や早期発見、適切な保護等の支援機能を果たすため、県民に対する啓発や関係機関等との連携の強化等を行う必要があります。

●苦情調整員制度の活用

被害を受けた際に申立を行うことができる苦情調整員制度については、申出件数が極めて少ないことから、引き続き制度の周知を図っていく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) DV相談支援センターの支援強化

- 市町村における被害者支援への取組が円滑に進むよう、市町村への助言・情報提供を行うとともに、連携を強化し被害者の支援に努めます。
- 男性被害者も相談しやすい環境づくりに努めます。
- 保護命令発令後や緊急時における被害者の安全確保に努めます。
- 女性相談所の心理担当職員による出張相談や夜間・休日の電話相談に対応するほか、フリーダイヤルでの相談、Eメールによる相談を実施します。

(2) 警察における対応

- 警察本部や各警察署の相談窓口で相談に応じるほか、保護命令発令の連絡を受けたときは、早期に被害者等と連絡を取って防犯指導を行うなどの安全対策を実施します。
また、加害者に対しても保護命令の趣旨や法令遵守の指導警告を行います。

(3) 外国人相談センターによる相談・支援の充実

- 外国人相談センターとの連携を密にし、電話相談事業の活用促進や通訳者の確保、レベルアップのための研修等を行うなど、外国人被害者が相談・支援を受けやすい環境づくりに努めます。
- 外国人相談センターの運営及び地域外国人相談員との連携を強化します。

(4) 障害者への相談・支援の推進

- 福祉事務所や保健所等では、障害者が相談しやすい環境づくりを進めていきます。

(5) 高齢者総合相談・生活支援センターによる相談・支援の推進

- 高齢者総合相談・生活支援センターにおいて、高齢者やその家族からの権利擁護に関する相談に応じます。
- 緊急的に高齢者の保護が必要な場合は高齢者福祉施設等に一時的に保護するなど、関係機関と連携した支援を行います。

(6) 苦情調整員制度の活用促進

- DVなどの人権被害の拡大を防止するために設けられている苦情調整員制度について、より一層周知を図ります。

(7) 苦情への対応

- 相談・保護対応や施策に係る問題点について、DV対策会議や各地域で開催している配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を通じ集約するとともに関係者へ周知し、より適切な対応に努めます。

◎ 主な取組と内容

(1) DV相談支援センターの支援強化

主な取組	取組内容	主担当
◇市町村に対する助言・情報提供	市町村職員を対象とした被害者の保護・支援に関する研修や会議の実施と、市町村における被害者支援にあたって技術的な助言や情報を提供する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆心理担当職員の配置	女性相談所に心理担当職員を配置し、被害者に対しカウンセリング等を実施する。	女性相談所
◆出張心理相談事業	女性相談所の心理担当職員が各DV相談支援センター等へ出向き、相談活動を実施する。	女性相談所
◆女性ダイヤル相談の実施	相談しやすい環境づくりのため、フリーダイヤルの女性ダイヤル相談を実施する。	女性相談所
◆電話相談員の配置	夜間、休日の相談に対応するため、女性相談所に電話相談員を配置する。	女性相談所
◆Eメール相談の実施	聴覚障害や言語機能障害を持つ被害者からの相談や、今後増加が見込まれるネット利用者に対応するため、Eメールによる相談を実施し、必要時は来所相談や関係機関の情報提供を行う。	女性相談所 障害福祉課
◇男性も相談しやすい環境の整備(再掲)	DV相談支援センターにおいて、男女問わず相談に応じていることをウェブサイト上の表記を工夫するなどして県民に周知していく。 男性からの相談に対応する体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化する。	子育て支援課 男女共同参画課 県福祉事務所 保健所

(2) 警察における対応

主な取組	取組内容	主担当
◆相談対応	被害者から相談を受けた場合は、相談機関、警察署長等の援助制度、保護命令制度、防犯指導などの必要な情報を提供する。 また、被害者からの相談に適切に対応するため他機関との連携の強化を図る。	警察本部 少年女性安全課
◆保護命令発令後の対応	警察で裁判所から保護命令を発令した旨の通知を受けた場合は、被害者に対して被害防止の情報提供や緊急時の迅速な通報等を教示し、更に親族等への接近禁止命令も発令された場合は、親族等に対しても同様の教示を行う。 また、加害者に対し、保護命令の趣旨や法令遵守の指導警告を行う。	警察本部 少年女性安全課

(3) 外国人相談センターによる相談・支援の充実

主な取組	取組内容	主担当
◆外国人相談センターによる相談業務の実施	外国人相談センター及び県内地域振興局単位で配置した地域外国人相談員とのネットワークにより相談体制の充実を図る。	国際課
◆外国人被害者への通訳の確保	言葉の不自由な外国人被害者に対する相談や支援のため、外国人相談センター等と連携し通訳者の確保に努める。	子育て支援課 国際課 女性相談所

(4) 障害者への相談・支援の推進

主な取組	取組内容	主担当
◆手話通訳者等の支援	聴覚障害者等手話通訳や要約筆記が必要な被害者からの相談・保護に対応するため、手話通訳者等を養成し、市町村の派遣事業を支援するとともに、手話通訳者等にDVへの理解を深めてもらうため、DVに関する研修会等への参加を促す。	障害福祉課 子育て支援課

主な取組	取組内容	主担当
◆Eメール相談の実施(再掲)	聴覚障害や言語機能障害を持つ被害者からの相談や、今後増加が見込まれるネット利用者に対応するため、Eメールによる相談を実施し、必要時は来所相談や関係機関の情報提供を行う。	女性相談所 障害福祉課

(5) 高齢者総合相談・生活支援センターによる相談・支援の推進

主な取組	取組内容	主担当
◆高齢者総合相談・生活支援センターにおける相談支援事業	高齢者やその家族からの権利擁護に関する相談について、高齢者総合相談・生活支援センターにおいて、専門的な知識を有する社会福祉士等が対応する。	長寿社会課

(6) 苦情調整員制度の活用促進

主な取組	取組内容	主担当
◆苦情調整員制度の周知	ホームページや情報誌等において、苦情調整員制度の内容を周知する。	男女共同参画課

(7) 苦情への対応

主な取組	取組内容	主担当
☆苦情への対応	被害者支援や保護の推進において、被害者等からの苦情に関する相談を受け付けるとともに、DV対策会議や地域の配偶者暴力相談支援ネットワーク会議において、関係者の共通認識を図りながら事例対応の検証と対応策を検討する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所

【用語解説】

●市町村障害者虐待防止センター

養護者、障害者福祉施設従事者等、使用者による障害者虐待に関する通報または届出の受理のほか、障害者虐待防止に係る相談、指導、助言、広報等啓発活動を行うため、市町村の障害者福祉担当部局または市町村設置施設に設置された機関。

●県障害者権利擁護センター

使用者による虐待に関する通報または届出の受理や市町村が行う措置の実施に関する連絡調整のほか、障害者虐待防止に係る相談、助言、情報提供、情報分析、広報等を行うため、都道府県に設置された機関(秋田県は県障害福祉課に設置)。

●地域(自立支援)協議会

地方公共団体が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関する支援体制の整備に関し、中核的役割を果たす協議の場として設置するもの(事業者、雇用、福祉、教育、医療等の関連する分野の関係者からなる)。

●高齢者総合相談・生活支援センター

高齢者及びその家族が抱える生活上の各種相談に応じる機関。県がLL財団に委託し、中央地区老人福祉総合エリア内に設置している。

● 苦情調整員制度

配偶者間等の暴力行為や性的嫌がらせなど、男女共同参画の推進を阻害する行為による被害を受けたときは知事に対して苦情処理の申し立てができ、県が置いた苦情調整員が、関係者の協力を得た上で調査、指導や助言を行うことができる制度。



重点施策5 市町村(地域)における取組の強化

◎ 現状と課題

●市町村(地域)における取組の強化

県内7地域で開催している配偶者暴力相談支援ネットワーク会議への市町村担当職員の積極的な参加を働きかけ、市町村との連携強化に努めています。

市町村においては、平成19年の配偶者暴力防止法の改正により基本計画の策定やDV相談支援センターの設置が努力義務として規定され、地域に根ざしたきめ細かな支援のため、市町村における取組の強化が求められています。

県内で単独で基本計画を策定した市町村は1市のみで、男女共同参画基本計画等の他の計画にDV対策や被害者支援の施策を盛り込んでいる市町村は8市町村にとどまっているため、さらに積極的な取組に向けて働きかける必要があります。

市町村のDV相談支援センターは未設置となっていますが、秋田市では2名の婦人相談員が配置されています。

市町村での被害者支援にあたっては、「市町村向けDV相談マニュアル」を活用した研修会等を実施し、相談機関にかかわらず、全県統一した対応が可能な相談支援体制の整備に努める必要があります。

●高齢者への支援

高齢者の増加に伴い、高齢者の生活も多様化し、権利擁護の相談が増えてきていることから、各市町村や地域包括支援センターでは、高齢者に対する相談対応や、権利擁護、虐待防止に係るネットワークの構築に努めており、継続して支援していく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 市町村における相談・支援体制の強化

- 県内7地域で開催している配偶者暴力相談支援ネットワーク会議への市町村担当職員の積極的な参加を働きかけ、市町村との連携強化に努めます。
- DVの防止や被害者の保護・支援に関する取組を強化するため、「市町村向けDV相談マニュアル」等を活用し、相談機関にかかわらず、全市町村統一した対応が可能な相談スキルの向上を図るための研修会を実施します。また、市町村基本計画の策定や市町村DV相談支援センターの設置に向けて、各会議や研修等を通じて働きかけを行います。

(2) 地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の強化

- 各市町村の地域包括支援センターに対して、相談活動や虐待対応等に有効な情報を提供するとともに、高齢者総合相談・生活支援センターとの連携体制構築により相談・対応体制の強化を図ります。

◎ 主な取組と内容

(1) 市町村における相談・支援体制の強化

主な取組	取組内容	主担当
◆市町村における基本計画の策定等	市町村における被害者への支援の強化に向けて、被害者にとって身近な相談機関である市町村に対しDV対策に関する基本計画の策定及びDV相談支援センターの設置に向けた働きかけを行う。	子育て支援課
◆市町村に対する助言・情報提供(再掲)	市町村職員を対象とした被害者の保護・支援に関する研修や会議の実施と、市町村における被害者支援にあたって技術的な助言や情報を提供する。	子育て支援課 女性相談所
◆市町村向けDV相談マニュアルの活用	年度の前半に市町村向けDV相談マニュアルを活用した研修会等を実施し、市町村の相談支援体制の向上を図る。	子育て支援課 女性相談所
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所

(2) 地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の支援強化

主な取組	取組内容	主担当
◆地域包括支援センター等における相談機能・対応体制の支援	高齢者総合相談・生活支援センターに定期的に専門員を配置することにより、高齢者の権利擁護や虐待に関する相談体制の充実を図り、地域包括支援センター等へ虐待事例を早期解決に結びつけるための有効な情報を随時提供するなどして支援を行う。	長寿社会課

【用語解説】

●地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、問題解決に向けた取組を実践している。

重点施策 6 迅速で安全な保護体制の推進

◎ 現状と課題

● 一時保護の支援

被害女性は、身の危険を感じ、着の身着のまま逃げてくることも珍しくありません。

このため、DV相談支援センターや関係機関が連携して被害者の安全確保に努めるとともに、女性相談所においては24時間受け入れ可能な体制を整備しています。

また、居住地の近くで緊急に保護を要する場合や、加害者の追及から逃れるために遠方で保護することが必要な場合もあることから、委託契約を締結している社会福祉施設等において引き続き被害者とその同伴する家族を速やかに保護し、安全の確保に努めていく必要があります。

● 被害者の一時保護機能の充実

女性相談所の一時保護所では、専任保育士、専任看護師、心理担当職員等を配置して、被害者や同伴家族が安心して過ごせる体制を整備しています。

被害者が障害者や高齢者である場合には、引き続き市町村や高齢者施設、保健所等と連携して安全確保に努めます。

被害者が男性である場合には、女性相談所や一時保護を委託している施設では保護できないことから、男性の保護について個々の状況を勘案し関係機関と連携しながら対応していく必要があります。

● 被害者等の安全の確保

一時保護や退所後の被害者等の安全確保については、警察と女性相談所等関係機関が情報を共有し緊密な連携により対応を行っています。

一方、被害者等に係る情報の保護については、避難している被害者の居所等が加害者に知られてしまうなど情報の漏えいがないよう、被害者等に係る情報の管理について、さらに細心の注意が求められていることから、被害者の支援に関わる関係機関等に対して情報管理の徹底を呼びかけることが必要です。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 一時保護の支援

- 女性相談所においては、24時間体制で一時保護を実施します。また、委託契約を締結している社会福祉施設等においては、被害者の状況に応じ、迅速な保護に努めます。

(2) 被害者の一時保護機能の充実

- 一時保護所において、心理担当職員による被害者の心のケアや保育士による同伴児童への支援等被害者等の立場に立った支援に努めます。

障害者、高齢者を保護する場合は関係機関との緊密な連絡を行うとともに、男性被害者の保護の可能性について引き続き検討します。

(3) 被害者等の安全確保

- 被害者の安全確保について、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議等で情報を共有し、移送や一時保護について、警察や関係機関と連携し、安全に配慮します。

また、被害者等の情報の取り扱いについて、情報管理の制度の理解と認識を深め厳正な管理を行うよう、各会議や研修等により周知を徹底します。

◎ 主な取組と内容

(1) 一時保護の支援

主な取組	取組内容	主担当
◆一時保護	女性相談所において24時間の緊急対応を実施する。	子育て支援課 女性相談所
◆被害者一時保護委託事業	委託契約を締結している社会福祉施設等において、被害者と同伴家族を一時保護する。	子育て支援課 女性相談所
☆被害者保護のためのアセスメントシートの共有化の検討	警察とDV相談支援センターにおいて情報提供を行う場合の基礎的事項について、共通のアセスメントシートを使用するよう検討する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所 警察本部 少年女性安全課
☆警察と子育て支援課・女性相談所による連絡会議の開催	被害者への的確な対応について、情報交換や問題点を協議するための会議を開催する。	警察本部 少年女性安全課 子育て支援課 女性相談所

(2) 被害者の一時保護機能の充実

主な取組	取組内容	主担当
◆一時保護所専任保育士の配置	同伴児童への対応や、被害者へのきめ細かい養育支援ができるよう専任の保育士を配置する。	女性相談所
◆男性の一時保護委託の検討	男性被害者の一時保護委託の対応について引き続き検討する。	子育て支援課
◆障害者の一時保護	障害者の状況に応じて、市町村と連携して保護するなどの対応を行う。	障害福祉課
◆地域包括支援センター等による一時保護体制の支援	緊急に保護を要する高齢者を高齢者福祉施設等へ迅速に一時保護することができるよう、高齢者総合相談・生活支援センターが蓄積している情報を提供するなどして地域包括支援センター等を支援する。	長寿社会課

(3) 被害者等の安全確保

主な取組	取組内容	主担当
☆被害者の一時避難費用補助	殺人などの凶悪事件に発展することを防止するため、危険性・緊急性の高い被害者がホテルなどに一時避難する際の宿泊費の全額補助を実施する。	警察本部 少年女性安全課
◇被害者の移送体制の整備	移送にあたっては、市町村、女性相談所、県福祉事務所及び警察が連携・協力して被害者の安全確保を行うことに加え、二次的被害防止のため、女性職員や複数職員による対応を行うなど、被害者に配慮した移送体制の整備に努める。	女性相談所 県福祉事務所 子育て支援課 警察本部 少年女性安全課

主な取組	取組内容	主担当
☆保護施設等の退所後の安全確保対策	<p>警察による退所時の防犯指導及び安全確保対策を依頼する。被害者に対しては、保護命令の申立等の情報提供を行い、安全確保に努める。退所後の相談に対しても継続して支援を行う。</p> <p>関係機関と連携し、保護施設等の退所時に、警察署長等の援助制度、防犯指導などの必要な情報提供を行うとともに、緊急時に備えた通報等を教示し、被害者の安全確保対策を行う。</p>	<p>女性相談所 県福祉事務所</p> <hr/> <p>警察本部 少年女性安全課</p>
☆関係機関における安全確保のための被害者等の情報管理の徹底	<p>被害者等の個人情報の適切な管理について、関係機関へ制度を周知するとともに配偶者暴力相談支援ネットワーク会議や研修等を通じて対応についての認識を深める。</p>	<p>子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所 市町村課 警察本部 少年女性安全課</p>
☆被害者の子どもの安全確保のための情報管理	<p>被害者の子どもに係る個人情報の適切な管理について、関係機関へ周知徹底するとともに、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議や研修等を通じて対応についての認識を深める。</p>	<p>子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所 児童相談所</p>

重点施策7 同伴児童への支援の充実

◎ 現状と課題

●被害者の同伴する児童への支援

県内のDV相談支援センターに寄せられる相談者の年齢は、20歳代から40歳代のいわゆる「子育て世代」が約7割を占めています。家庭で起こるDVは、一緒に生活している子どもの心に深刻な影響を与えるものであり、子どもの目の前でDVが行われることは児童虐待です。

このため、被害者と同伴する児童の安全を確保するとともに、必要に応じ、児童相談所での一時保護や児童心理司による心理的ケアや親子関係の改善等の支援を引き続き行っていく必要があります。

●学習機会等の提供

一時保護中の同伴児童の保育や学習の機会を確保するため、女性相談所に専任保育士を配置しているほか、職員による学習指導を行っています。

しかしながら、職員による学習指導には一定の限界があることから、学校や教育委員会との連携、学習ボランティアの活用などにより、学習機会の確保に努めていく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 児童相談所との連携による支援

- DV相談支援センター等と児童相談所が連携を密にし、同伴児童の安全が守られる場所の確保等に努めます。
また、被害者や児童の意向を尊重しながら、必要に応じた専門的な心のケアを行います。

(2) 学習機会等の提供

- 学習ボランティアの活用による、一時保護所における学習機会の確保や情緒面の安定に努めるほか、教育委員会や学校等と連携し、同伴児童の区域外就学や保育所の広域入所について弾力的な対応を働きかけます。

◎ 主な取組と内容

(1) 児童相談所との連携による支援

主な取組	取組内容	主担当
◆発見・通報に関する相談体制の充実	24時間体制で同伴児童に関する相談に対応する。	児童相談所
◆被害者の同伴児童への心のケア支援	同伴児童に対する心理的ケアのほか、親子関係の改善が必要な場合の支援を行う。	児童相談所

主な取組	取組内容	主担当
◆同伴児童の心理アセスメント	DV目撃による心理的虐待の影響を確認し、児童相談所へ情報提供し、児童相談所に対応をする等、個々の事例の必要に応じて実施する。	女性相談所 児童相談所

(2) 学習機会等の提供

主な取組	取組内容	主担当
◆一時保護所専任保育士の配置（再掲）	同伴児童への対応や、被害者へのきめ細かい養育支援ができるよう専任の保育士を配置する。	女性相談所
◆学習ボランティアの活用	同伴児童がよりよい環境で学習できるよう元教員等を活用した学習機会を提供する。	女性相談所
◆教育委員会等との連携	同伴児童の区域外就学等について、必要に応じ教育委員会と協議し教育の機会を確保するよう努める。	女性相談所
◆児童相談所との連携	同伴児童について、児童相談所一時保護所への入所が必要な場合は、児童相談所と協議し一時保護を実施する。	女性相談所 児童相談所
◆同伴児童への一時保護の充実	児童相談所で一時保護した同伴児童に対し、心理的ケアと学習指導を実施する。	児童相談所

【用語解説】

●児童虐待

児童虐待防止法においては、保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）に対して行う身体的虐待（殴る・蹴る・縛る等）、性的虐待（性交・性的暴力・性的行為の強要等）、ネグレクト（保護の怠慢や拒否等）、心理的虐待（暴言や差別、拒否的態度、同居する家庭におけるDV等）を児童虐待と定義づけている。

●心理アセスメント

面接や心理検査を通じて対象者の生活状況・行動特徴・性格傾向などを多角的に評価し、その対象者が抱える問題を理解すること。

基本目標Ⅲ 被害者の自立支援

重点施策 8 生活基盤を整えるための支援の促進

◎ 現状と課題

●住宅確保に向けた支援

被害者の自立を支援するためには居住の安定を図ることが重要なことから、県営住宅については抽選において当選確率を2倍とし、また単身での入居を認める優遇措置を取っています。

しかしながら、市町村公営住宅については、設置者である各市町村にその判断が任せられているため取扱いが異なっており、H26年11月現在で優遇措置等を行っているのは16市町村となっています。そのため、さらに優遇措置等の実施の検討に向けて働きかけていく必要があります。

また、社会福祉施設等への入所申込にあたり、設置者によっては身元保証人等を求める場合がありますが、被害者においては、その確保が困難な場合もあることから、柔軟な対応を求めていく必要があります。

●就業及び生活安定に向けた支援

被害者の就業に向けた支援として、公共職業安定所やひとり親家庭就業・自立支援センター等において、就業相談や職業訓練制度などの情報提供を行っています。

また、新たな生活を始めるにあたり必要となる、健康保険や年金への加入、各種貸付制度等について、引き続き福祉事務所や市町村と連携し、情報提供や助言を行っていく必要があります。

●司法手続き等に関する支援

保護命令の申立や離婚訴訟、子どもの親権などの法的な問題を解決するために司法手続きが必要な場合には、被害者に対し弁護士による法律相談や他機関で実施している法律相談について情報提供しており、引き続き各機関で実施している無料法律相談等に関する情報収集を積極的に行いながら、活用を促していく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 住宅確保に向けた支援

- 被害者の住宅確保に係る優遇措置が講じられていない市町村公営住宅については、県や他市町村における取組の情報を提供しながら、優遇措置の検討を働きかけます。

また、社会福祉施設等への入所にあたっては、事前の情報提供や施設見学を実施し、対象者の状況を知ってもらい、状況に応じて柔軟な対応となるよう連携を図ります。

(2) 就業に向けた支援

- 公共職業安定所、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談や職業訓練制度など、就業支援に関する情報を提供していきます。

(3) 生活安定に向けた支援

- 健康保険、年金、児童扶養手当、保育所等の利用等に関する情報提供やその手続きに関する支援を行うとともに、市町村に対し「住民基本台帳の閲覧等の制限」の適正な運用を行うよう助言していきます。

(4) 司法手続き等に関する支援

- 離婚調停等に関する相談や保護命令制度に関する情報提供や助言を行うとともに、法律扶助制度や無料法律相談等について情報提供を行います。
あわせて、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議等を通じて、関係機関にも保護命令制度について説明し、周知が図られるようにします。

◎ 主な取組と内容

(1) 住宅確保に向けた支援

主な取組	取組内容	主担当
◆県営住宅の優遇措置	被害者の居住を確保するため、県営住宅申込の抽選において当選確率が一般応募の2倍となる優遇措置を実施する。	建築住宅課
◆市町村への情報提供	被害者の市町村公営住宅の入居に関し、優先入居、目的外使用による一時的な受入れが可能なものであることを周知する。	建築住宅課
◇社会福祉施設等への入所	入所申込時における身元引受人の取扱いについて、被害者の状況に応じて柔軟に対応するよう理解を求める。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◇身元保証人確保対策事業の導入	必要に応じて、被害者を対象とした身元保証人確保対策事業を導入する。	子育て支援課

(2) 就業に向けた支援

主な取組	取組内容	主担当
◆公共職業安定所に関する情報提供	求人に関する情報等を提供するとともに、必要に応じて同行支援する。	女性相談所 県福祉事務所
◆ひとり親家庭就業・自立支援センターにおける就業相談	ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、被害者に対して、求人情報やヘルパー講習会等の情報を提供するなど、就業について支援する。	女性相談所 県福祉事務所

(3) 生活安定に向けた支援

主な取組	取組内容	主担当
◆生活保護制度に関する情報提供	生活保護制度の内容と手続きに関して情報提供するとともに、必要に応じて同行支援する。	女性相談所 県福祉事務所
◆児童扶養手当に関する情報提供	児童扶養手当制度の内容と手続きに関して情報提供するとともに、必要に応じて同行支援する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆母子寡婦福祉資金に関する情報提供	母子寡婦福祉資金制度の内容と手続きに関して情報提供するとともに、必要に応じて同行支援する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆母子家庭自立支援給付金に関する情報提供	母子家庭自立支援給付金支給事業の内容と手続きに関して情報提供するとともに、必要に応じて同行支援する。	子育て支援課 女性相談所

主な取組	取組内容	主担当
◆健康保険に関する手続き等の支援	健康保険証の資格喪失について、被害者に係る被扶養者認定手続き等の情報提供や被害者を世帯から外すときに必要な証明書を発行する。	女性相談所 県福祉事務所
◆「住民基本台帳の閲覧等の制限」の適正な運用	住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付請求があった場合、被害者保護のための措置が適切に運用されるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係機関への情報提供などを行う。	市町村課

(4) 司法手続き等に関する支援

主な取組	取組内容	主担当
◆離婚調停手続きについての相談対応	離婚調停等の手続きや費用等に関する相談に対応する。	女性相談所 県福祉事務所
◆保護命令制度の周知	保護命令制度について情報提供し、申立先の裁判所の紹介や申立書等の記入方法について助言する。	女性相談所 県福祉事務所
◆裁判所等への同行	被害者が裁判所等で司法手続き等を行う際、職員の援助が必要な場合は同行などの支援を実施する。	女性相談所 県福祉事務所
◆無料法律相談の実施	中央男女共同参画センターの相談室において、弁護士による無料法律相談日を設ける。	男女共同参画課
◆法律扶助制度等の情報提供	司法手続きを進めるうえで利用できる「法律扶助制度」や無料法律相談に関する情報収集及び情報提供をする。	女性相談所

【用語解説】

●ひとり親家庭就業・自立支援センター

ひとり親家庭の就業自立支援を図ることを目的として設立された機関で、ひとり親家庭の母等に対し、就業に関する相談や技能習得講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスや生活支援サービスを提供している(秋田県社会福祉会館5階に設置)。

●住民基本台帳の閲覧制限

DV加害者の追及を抑止するため、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限するもの。

●法律扶助制度

国民の権利の平等な実現を図るために、法律の専門家による援助や、裁判のための費用を援助する制度。

重点施策 9 心の回復支援の促進

◎ 現状と課題

●被害者へのメンタルヘルスケア

被害者やその家族は、加害者と離れても緊張や不安におびえた状態が続いたり、気持ちの整理がつかないなど、心の回復のためには一定の期間を要します。

このため、女性相談所では心理担当職員を配置してカウンセリングやフォローアップ面接等を継続していくとともに、精神保健福祉センターや保健所においては、心の健康に関する電話相談や医師、保健師、心理判定員による相談などを継続していく必要があります。

●自助グループの組織化に向けた支援

県内においてDVに特化した自助グループの組織化は実現できていない状況にあります。元被害者(サバイバー)同士が情報交換し、体験や感情を共有することで「自助力」を引き出す効果が期待されることから、グループの組織化に向けて支援していく必要があります。

●アディクション・うつ病対策の実施

被害者は、被害を受けたことがきっかけとなって心の安定を欠き、アルコールやギャンブル、買い物等に依存したり、自己肯定感の低下などから、うつ的な状態になる場合があります。その実情を把握しながら、引き続きアディクションやうつ病に関して研修会等による正しい知識の普及に努めるほか、相談活動を行っていく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 被害者へのメンタルヘルスケアの実施

- 女性相談所においては、心理担当職員や嘱託医を配置して被害者へのカウンセリング等を継続します。また、精神保健福祉センターや保健所においては、心の病に関する相談や支援を行います。

(2) 被害者サポートグループの支援

- ニーズの把握に努めながら民間支援団体等との連携により、被害者が体験を語れる場としてサポートグループの支援を行います。

(3) アディクション・うつ病に対する対策の実施

- 研修会等を開催し、アディクションやうつ病に関する正しい知識の普及に努めるほか、心の相談やアディクションに関する相談として、電話等による相談活動を行います。

◎ 主な取組と内容

(1) 被害者へのメンタルヘルスケアの実施

主な取組	取組内容	主担当
◆心理担当職員の配置(再掲)	女性相談所に心理担当職員を配置し、被害者に対しカウンセリング等を実施する。	子育て支援課 女性相談所
◆こころの電話 ◆地域精神保健福祉対策	精神保健福祉センターにおいて、こころの電話相談を実施し、必要に応じて女性相談所・医療機関等との連携を図る。 また、精神保健福祉センター及び保健所において、関係機関と連携しながら医師、保健師、心理判定員による相談や訪問活動を実施するとともに、地域精神保健福祉対策の普及啓発を行う。	精神保健福祉センター 保健所

(2) 自助グループの組織化に向けた支援

主な取組	取組内容	主担当
◆サポートグループの支援	同じような経験を持つもの同士が語り合える機会や自立に向けた情報が得られる場として、被害者支援グループへの紹介を必要に応じ行っていく。 また、民間支援団体等との連携により、被害者のサポートグループの開催を支援する。	子育て支援課 県民生活課

(3) アディクション・うつ病に対する対策の実施

主な取組	取組内容	主担当
◆アルコール相談	被害者が相談窓口を活用できるよう関係機関相互の連携を図りながら適切な情報提供を行うとともに、精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール関連問題に関する相談へ対応する。	精神保健福祉センター 保健所 障害福祉課 女性相談所
◆うつ病対策(再掲)	関係者を対象としたうつ病対策研修やうつ病に対する医療等の支援対策強化事業、アルコール・薬物依存症対応研修会を引き続き実施する。	健康推進課
◆アディクションへの相談支援(再掲)	精神保健福祉センター及び保健所において、アルコール・薬物・ギャンブル依存等の問題に関連する相談に対応する。 また、精神保健福祉センターにおいては、アルコール・薬物関連問題に対する関心と理解を深めるための研修会、断酒会等自助グループへの技術的支援や情報交換等を行い嗜癖関連問題の解決に向けた支援を行う。	精神保健福祉センター 保健所 障害福祉課

基本目標Ⅳ 関係機関の連携強化と研修等による資質向上

重点施策 10 関係機関の連携強化による取組の推進

◎ 現状と課題

●市町村における連携の強化

最も身近な行政主体である市町村においては、啓発活動のほか、地域に根ざしたきめ細かな支援や自立支援策の充実が期待されており、対応にあたっては、住民サービスの各窓口担当者が潜在化している被害者や支援を求めている被害者に対して共通認識を持ち、連携していくことが非常に重要です。

また、DVは児童虐待や高齢者・障害者虐待等と関連がある場合があり、市町村では既に要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止ネットワーク等関係機関のネットワーク化が図られている分野もあるため、各ネットワークを活用し関連施策や関係機関と連携することにより、対応が効果的に進められることが期待されます。

●関係機関の連携

被害者の発見から自立に至るまでは、市町村、警察、医療機関、教育機関、民生・児童委員、社会福祉施設、法律家、人権擁護委員、民間支援団体など多数の機関や関係者がそれぞれの役割を生かし、連携しながら支援していくとともに、関係する機関に相談窓口等の設置を働きかけていくことが必要です。

県内では7地域において配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を開催し、多数の機関や関係者に参加を呼びかけて連携強化に努めるとともに、DV対策会議を開催し、DV支援策の充実や計画の進行管理を行っています。

●広域連携の推進

加害者の激しい追跡から逃れるため、県域を越えた広域的な避難や保護が必要な場合もあることから、広域的な取組みが円滑に行えるよう、他の都道府県との連携に引き続き努めていく必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1)市町村における取組の推進

- 各研修会や会議、情報提供等により、市町村の各窓口担当者による連携を推進します。また、市町村で構築している既存のネットワーク等の活用について検討してもらうよう働きかけを行います。

(2)関係機関の連携強化による取組の推進

- 地域における連携強化とネットワークを構築するため、配偶者暴力相談支援ネットワーク会議を引き続き開催するとともに、DV対策会議を開催し、関係者が情報の共有化や基本計画の進行管理を図りながら取組の推進と強化に努めます。

(3) 広域連携の推進

- 広域的に対応する必要がある被害者が、支援を円滑に受けられるよう、他の都道府県との連携に努めます。

◎ 主な取組と内容

(1) 市町村における取組の推進

主な取組	取組内容	主担当
◆市町村向けDV相談マニュアルの活用(再掲)	年度の前半に市町村向けDV相談マニュアルを活用した研修会等を実施し、市町村の相談支援体制の向上を図る。	子育て支援課 女性相談所
☆市町村で構築している既存組織の活用検討	各研修会や会議、事例検討や情報提供等を通じて、市町村で構築している既存のネットワーク組織等の活用について検討してもらうよう働きかける。	子育て支援課 庁内関係各課
◆市町村に対する助言・情報提供(再掲)	市町村職員を対象とした被害者の保護・支援に関する研修や会議の実施と、市町村における被害者支援にあたって技術的な助言や情報を提供する。	子育て支援課 女性相談所
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆市町村におけるDV対策基本計画の策定等(再掲)	市町村における被害者への支援の強化に向けて、被害者にとって身近な相談機関である市町村に対しDV対策に関する基本計画の策定及びDV相談支援センターの設置に向けた働きかけを行う。	子育て支援課

(2) 関係機関の連携強化による取組の推進

主な取組	取組内容	主担当
◇全県レベルのDV対策会議の開催	DV対策会議を開催し、配偶者暴力防止法や基本計画に基づくDV防止、被害者の保護・自立支援等に関する施策の総合的かつ効果的な推進に向けた計画の進行管理を行う。 必要に応じて、支援に直接関わる機関により構成される実務者会議等により、事例対応の検証等を行い対応策を検討する。	子育て支援課 女性相談所
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所

(3) 広域連携の推進

主な取組	取組内容	主担当
◆広域連携の推進	県外の社会福祉施設等の活用など、広域的な取組が必要な場合、県域を越えた連携を推進する。	子育て支援課 女性相談所

重点施策 1 1 研修等による資質向上と安全確保

◎ 現状と課題

●相談担当者研修の実施

被害者に対する不適切な対応が被害者に更なる被害(二次被害)を与える場合があり、相談担当者は常に被害者の心身の状況やニーズ、その他の事情を考慮して、適切な情報提供や支援を行っていく必要があります。また、被害者が抱える問題が複雑・多様化してきており、相談担当者の対応力の向上が求められていることから、相談担当職員等を対象とした研修を継続的に実施しながら、職員の資質の向上に努める必要があります。

特に、最も身近な行政主体である市町村においては、担当者の異動に伴う人材育成や二次被害の防止はもちろん、DV相談支援センターの設置など主体的な取組が求められることから、市町村担当者に対する研修を充実させる必要があります。

●関係機関の取組強化

被害者の早期発見から保護、自立に至るまでには、多数の関係機関の連携による支援が不可欠であり、支援に携わる一人ひとりがDVに関する理解を深め、適切に対応することが求められます。このため、各関係機関に研修会等への参加が得られるよう積極的に働きかけていく必要があります。

●相談担当職員のメンタルヘルス

複雑で困難なケースへの対応等により、DV問題に携わる相談担当者は精神的に多くの負担を抱えていることから、心身の健康を損なうことのないようメンタルヘルスケアの充実に努める必要があります。

◎ 施策を構成する柱とその内容

(1) 相談担当者研修等の充実

- DV相談支援センター、市町村、民間団体等の相談窓口や被害者の保護に関わる職員を対象とした研修をより充実させるとともに、DVと関連のある児童虐待や障害者虐待、高齢者虐待等の相談担当職員についても、引き続き、研修等への参加について積極的に働きかけます。

(2) 民生・児童委員協議会、医療関係者等への取組強化

- 民生・児童委員協議会、医療機関、教育関係者、地域包括支援センター等職務関係者及びメンタルヘルスサポーター等地域で相談活動している関係者に対し、研修等への参加について積極的に働きかけます。

(3) 職務関係者等の安全確保

- 「加害者対応マニュアル」(内閣府作成)等を準用し、相談窓口において加害者に対し統一した対応を行うとともに、警察との連携を密にし被害者や職務関係者の安全確保に努めます。

(4) 相談担当職員のメンタルヘルスケアの実施

- 各会議や研修を活用して、相談担当者が抱えている悩みを相談する機会やスーパーバイズの機会を確保し、相談担当職員のメンタルヘルスケアに取り組みます。

◎ 主な取組と内容

(1) 相談担当者研修等の充実

主な取組	取組内容	主担当
◆相談担当者専門研修	DVの特性等に関する理解を深め二次被害の防止を図るため、DV相談支援センター、市町村、民間機関等の関係職員を対象に専門研修を実施する。	子育て支援課 女性相談所
◇市町村担当者研修	市町村の相談担当者がDVの特性等に関する理解を深め、被害者に対する適切な情報提供や支援ができるよう、年度の前半に研修を行う。	子育て支援課 女性相談所
◆犯罪被害者支援に係る総合的対応窓口担当者研修会	犯罪被害者等の置かれている状況に対する理解・認識を深めるとともに、支援に必要な知識等を修得するため、県や市町村担当者等を対象に研修会を実施する。	県民生活課
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◆女性相談員会議	女性相談員が被害者に対し、適切な相談対応や必要な援助・指導等ができるよう年2回開催する。	女性相談所

(2) 民生・児童委員協議会、医療機関等への取組強化

主な取組	取組内容	主担当
◇配偶者暴力相談支援ネットワーク会議(再掲)	各地域のDV相談支援センターを中心に関係機関が集まり、相互の連携強化と担当職員間の共通認識を深めるため、制度や対応についての学習会や事例検討、情報交換等を実施する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所
◇DV研修会等への参加の働きかけ(再掲)	DVに関する理解を深め、被害者の早期発見、支援に結びつけるため、民生・児童委員、人権擁護委員、医療機関、メンタルヘルスサポーター等に対し研修会等への参加を働きかける。	子育て支援課 女性相談所
◆高齢者虐待防止に関する研修等の実施	地域包括支援センター等の権利擁護担当者向けの事例検討会の開催や、虐待防止ネットワーク構築に向けた研修会を開催し、担当者の資質向上を図る。	長寿社会課

(3) 職務関係者等の安全確保

主な取組	取組内容	主担当
◆警察との連携	警察と連携し、加害者の追及等から職務関係者や親類、知人等援助者の安全を確保する。	子育て支援課 女性相談所 県福祉事務所

(4) 相談担当職員のメンタルヘルスケアの実施

主な取組	取組内容	主担当
◆ピアカウンセリング等の機会の確保	相談担当者の精神的負担の軽減を図るため、関係機関が集まる会議や研修会等の機会を利用して、ピアカウンセリングやスーパーバイズを受ける機会の確保に努める。	子育て支援課 女性相談所
◆メンタルヘルス事業の周知	関係職員向けのメンタルヘルス事業や精神保健福祉センターで実施している相談事業など、活用可能な事業を積極的に周知する。	子育て支援課